第4期 第1回 横浜市税制調査会

平成30年4月25日(水) 午前10時から正午まで 市庁舎 2階応接室

				
税	制	課	長	それでは、ただ今より第4期第1回税制調査会を始めさせていただきます。 それでは、まず、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告をいたします。横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定によりまして、調査会は、委員の過半数の方のご出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員2名がご欠席となっておりますが、そのほかの先生方5名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。 年度頭でございます。委員の先生方におかれましては、再任していただきました関係で、皆さんお顔はご存知だということでございますので、自己紹介は割愛させていただきます。また、事務局につきましても、いまご挨拶させていただきました、財政局長の横山以外、そのまま再任となっておりますので、事務局の自己紹介は、割愛させていただきます。 それでは、最初でございますので、まず、座長の選任をしていただきます。今回は、新しい任期後、初めての会議となっておりますので、座長を選出していただければと考えております。座長の選出につきましては、横浜市税制調査会運営要綱第5条の規定によりまして、委員の互選によるものとされておりますが、いかがでしょうか。
				継続性も考えたほうがいいので、前回の青木先生にまた引き続いてやっていただけるの
委			員	
				がよろしいのではないか、と思うのですが、いかがでしょうか。
				<<異議なしの声>>
税	制	課	長	ありがとうございます。それでは、青木先生を座長にお願いすることといたします。先 生からひと言ご挨拶をお願いいたします。
				今年はみどり税の最終年度という時期になっておりまして、存続ありきではないです
-4-			長	が、我々は市民に代わって誠実に審議をさせていただきたいと思っておりますので、精一
座				杯やらせていただきたいと思います。委員の先生方あっての私ですので、是非またどうぞ
				よろしくお願いいたします。
				ありがとうございました。
-5)/	ett	3m	_	次に、座長の職務代理者を定める必要がありますが、運営要綱第5条第3項に基づきま
税	制	課	: 長	して、あらかじめ座長が指名する委員が務めることとされています。座長、いかがでしょ
				うか。
				委員の皆様全員を心の底から信頼申し上げているのですが、やはり、中でも一番長くお ・
座			長	 付き合いをいただいている川端先生に是非お願いをいたしたいと思っております。よろし
/				くお願いいたします。
Ш	端	 委	 員	
税	制	<u>云</u> 課	 長	それでは、川端先生を職務代理者とさせていただきます。
174	114.7	H/K		続きまして、市長からの諮問をさせていただきたいと思います。林市長を代理いたしま
税	制	課	長	して、横山局長から、青木座長に対しまして諮問書をお渡しさせていただきたいと思いま
1/4	. 1 = 3	1910		す。恐れ入りますが、青木座長、前方にご移動をお願いいたします。

	<<諮問を読み上げる>>					
財	政	局	長	よろしくお願いいたします。		
座			長	お受けいたします。諮問にお答えできますよう、最大限努力をいたします。		
財	政	局	長	ありがとうございます。		
				市長からの諮問につきましては、以上でございます。		
				次に、今年度の税制調査会の審議事項につきましてご提案させていただきます。いま局		
				長から青木先生に諮問させていただきましたとおり、今年度の税制調査会につきまして		
税	制	課	長	は、横浜みどり税条例の最終年度であること、あるいは「平成31年度税制改正で予定され		
176	הווו	ኲ	K	ております森林環境税を踏まえて31年度以降これからの緑の取組における横浜みどり税を		
				含めた税財源の取扱い」についてご議論いただくかたちで諮問させていただいております		
				が、そのほかに何か審議すべき事項というのがもし先生方であればご意見いただければと		
				思います。		
座			長	年度頭の今に何かあるかというより、途中で出てきた都度、その都度我々のほうから横		
				浜市にとって必要なことがあれば審議させていただきたいと思います。		
				ありがとうございます。それでは、ご承認をいただけたということでございまして、第		
				1回の議事に入る前に、まず会議の公開についてお諮りしたいと思います。要綱の第8条		
税	制	課	長	の規定によりまして調査会の会議は公開するものとされておりますが、これにかかわら		
				ず、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部または一部を公開しないこととする場合が選択した。		
				合が適当とする場合につきましては、座長が決定するものとされております。座長、今回		
				につきましてはいかがでしょうか。 はい。審議事項につきまして、今回は、具体的な議論というよりは、昨年までの状況の		
座			長			
座			又	(性敵になりますので、公開ということにしたいと心いますが、いかがでしょうが、よろしいでしょうか。		
				- C S J A 。 - C S J A 。		
座			長	ありがとうございます。		
477	Harl		∷	それでは、早速議事に入りますが、ここからの進行につきましては座長にお願いしたい		
税	制	課	長	と思いますが、よろしいでしょうか。		
				はい。それでは改めまして、始めさせていただきたいと思います。		
座			長	今年度は大事な大事な年になりますので、よろしくお願いをいたします。		
				本日の議題について、まずは事務局からご説明をお願いします。		
				議題としましては、横浜みどりアップ計画の取組状況となっています。第3期税制調査		
				会において、先生方に実地調査などの検証もしていただいて、中間報告についてもさせて		
				いただいておりますので、今回、それを踏まえて横浜みどりアップ計画の取組状況という		
				ことで一回目はやらしていただこうと事務局としては考えています。		
				今日、青木座長が4期の座長に選出されたということでございまして、2回目以降につ		
				きましては、また座長と諸般の状況をみさせていただいた上で、2回目以降何をやるかと		
税	制	課	長	いうことについては、座長とご相談とさせていただきます。		
	r iha	H/K		そこで、今回につきましては、横浜みどりアップ計画の取組状況ということでございま		
				して、環境創造局から現在の取組状況、また、横浜みどり税の関係の課税手法や納税義務		
				者・課税期間・市民参画・使途・税率等の振り返りを今回はさせていただければ、と事務		
				局としては考えております。 - 生はじ言いましたとうに、2回日N際につきましては庶長しご担談なのでございます。		
				先ほど言いましたように、2回目以降につきましては座長とご相談なのでございますが、2回目以降に、先ほどありました森林環境税などを議論したいと、いまのところ事務		
				か、2回日以降に、光はとめりました緑林泉児祝なとを議論したいと、いまのところ事務 局としては考えているというところでございます。		
1				川し し (水分ん く) 'るこ () () () () () () () () () (

·	
座	ありがとうございます。 今後のスケジューリングも含めて少し分からないところがあるのですが、先ほど私のほうからも申し上げましたように、当然最終年度ということですので、続けるのかやめるのかという審議が我々に課されているわけですので、当然1回目の最初は今までの検証だろうなと思って発言をさせていただきました。ご用意していただいた資料で、果たしてこれまでの検証に足るのかどうかも含めて、少し今日のところは、ちょっと厳しく見ていきたいなと思っております。 事務局でご用意いただいた資料に沿って、ということを想定されていると思います。
税制課長	事務局で作成した資料に沿って、ご説明をさせていただくのですが、あまり抽象論をしていただいても仕方ないので、具体的な話については、環境創造局から取組状況など随時説明・補足するという流れでやらせていただければと考えております。なお、お配りしている事務局資料1については、前回の答申を元に税制に関する主な論点をまとめたものでございます。これについては、先生方も十分ご承知でございますので、説明は割愛しますが、議論の際の参考にしていただければと考えます。
座 長	はい。これまでの検証、これまで2期続けてきたことの検証になりますので、当然、いま、環境創造局の説明をお聞きしたいな、というところでございます。ただ、入口のところは、おそらく用意された資料を見る限りは、検証に関する主な論点というふうに書いてございます。中の番号は、3番までしかありません。
税制課企画係長	1と2と3につきましてはですね、まとめてご議論いただくのがよろしいのではないか と思いまして、まとめさせていただいています。1・2・3と、あと4・5と、その他の 部分で大きく3つに分けさせていただいております。
座長	はい。先生方いかがでしょうか。
委	並んでいる順番が違うと思います。 おそらく、1番は1番かなと思いますが、その次が3番に来ている課税期間、現状でやりますって言っているのだから、そこをまずやらないといけないと思う。それから納税義務者で、税率がきて、市民参画まで。使途は、歳出の話だから税制ではないので最後にその他でもいいと思います。 しかし市民参画の話は、要するに目的税としてがちっと括って、特会で出します、というやり方にはなっていないけれども、立法趣旨とか制度趣旨としては、緑の涵養というところがあるわけで、そこに投下しています、と言わざるを得ないので、目的をハードに絞るのではなく、結局使い道は事実上ここしか使ってませんと、入口の緑っていうところが正当化できる、そういうロジックになっているわけだから。使途と市民参画はくっついていると思う。市民参画で使途を縛りつつ、結果として実際の使途はこうなっています、それは歳出の話ですので最後です、でいいのではないでしょうか。
座	はい。これ分け方色々あるので難しいと思いますけれど。お互いに関係していますので。 我々は、いわゆる役所の指示通りにやる、提案されたものをそのままオッケーするような委員会ではございません。 市民に対する説明からすると、やはり頭に課税の根拠がないといけません。それが、課税手法に紛れ込んでいるのですが、改めてここで5年ごとに一番確認しなきゃいけないことがあります。それは、なぜ超過課税をするのか、というところです。 まずはストレートにここに答えていただける、これが検証であれば、5年前でも10年前でも、その時に作っていた課税の根拠が、今もそのまま生きていて、適切に果たされているのかということが確認をこの時点でしなきゃいけないと思います。まず、頭のところで

ļ	
	課税根拠というのを是非議事録にも資料にもいれていただければと思います。
委員	制度趣旨です。超過課税でやるとわざわざ作ったわけですから、説明責任は作った側に
女	あります。納税義務者にはありません。
	お互いに重複、課税の根拠を書き始めると全部ここにあるものが全部入ってくることは
	入ってくるのですが、そうは言っても一番もう一回確認をしたい。さもないと、歳出、支
	出の使途のチェックをしても、何のためにチェックしているのかよく分からなくなります
座長	から、やはり課税の根拠が、例えばですが、ここの今3頁4頁に書いていただいている、
	考え方の最初のパラグラフのところが、最初に作ったときに我々がみどり税は是非必要だ
	ということを言った場合の一番の根拠になっていますので、あらためてこの点を確認した
	い、と思っていますが、よろしいですか先生方。
	<<異議なしの声>>
	いかがでしょうか。どういう説明、証明をされるか、よく分からない、唐突なご質問に
座 長	なっています。
税制課企画係長	環境創造局でその部分についての補足資料というのを、今回、作成していただいていま
	す。そこの部分を先にご説明いただくようなかたちでよろしいでしょうか。
座長	はい。お願いします。
	回の税制調査会の中で、お示ししたものになりますけれども、課税の地目山林面積ですと
	かから算出した山林の減少量の推移のグラフになってございます。このグラフは、繰り返
	しになりますが、固定資産概要調書及び取得実績等をもとに、課税地目山林面積の減少量
	の推移を示したものです。横浜みどりアップ計画以降、樹林地の減少量が鈍化している、
	ということを前回の委員会でもご説明をさせていただいたところでございます。その際
	に、このグラフが示す背景をもう少し検証するようにというご意見をいただいておりまし
	たので、今回は、それを補足する資料として2点ご用意させていただいております。
	1枚おめくりいただきまして、資料6をご覧いただけますでしょうか。こちらは国土交
	通省が作成をしておりますけれども、特別緑地保全地区制度の実績調査報告書から、全国
	と横浜市を含めました特別緑地保全地区指定面積の上位5位の政令市の指定実績及び、買
	取りの実績を抜粋してまとめたものでございます。グラフは左側が指定面積の状況、右側
	が取得状況・買取状況となっておりますが、棒グラフは左側のグレーの棒になっているの
- みどり政策調整 -	が全国の面積、オレンジ色になっておりますのが横浜市の面積ということに、実績という
担 当 課 長	
	ことになっております。グラフをご覧いただきますと、平成25年度ぐらいから、特に横浜
	市の指定につきましても、右側の買取の状況につきましても、全国の実績の50%以上占め
	るような状況となっておりまして、全国的に見ても横浜市が大きな成果を挙げているとい
	うことがわかります。この要因としましては、他都市では、聞いていますところ、買取の
	財源が十分に確保できないということで、樹林地の指定をすると買取が当然発生しますの
	で、そういった財源不足によって指定を十分に進められない状況があるというふうに聞い
	ているところであります。横浜市におきましては、横浜みどりアップ計画、みどり税によ
	りまして、不測の事態にも買取に着実に対応できるということが、結果的に指定の拡大に
	つながっているというものの資料でございます。なお、横浜みどりアップ計画の成果は、
	今回のこの資料の特別緑地保全地区という地区指定の制度ひとつのみの成果でございます
	が、これ以外にも近郊緑地特別保全地区ですとか、市民の森、緑地保存地区といった指定
	制度や買取を行っているものもございますので、実績としてはこれにさらにそれらの実績
	が乗っかったものが成果だということになってございます。

	続きまして、資料7をご覧いただければと思います。こちらは先ほどの趣旨のところに
	まさにつながるところと思いますが、以前に資料5でお示しをしましたが、その際に減少
	量の鈍化がみられるが、この表でいきますと、リーマンショック2008年にあり、こういっ
	た経済状況等の要因もあるのではないか、そういったものの確認をすべきだ、というご指
	摘をいただきました。その一例としまして、この資料につきましては、国土交通省が作成
	した住宅着工統計から、全国と横浜市の新設住宅着工数の推移というのをまとめたもので
	ございます。グラフをご覧いただきますと、2008年9月リーマンショック直後にグラフと
	しては大きく右に下がっておりまして、新設住宅着工数は減少したというのが見られま
	す。ただ、近年、リーマンショック以降のグラフでいきますと、再び増加傾向になってい
	す。たた、近年、ケー・マンコラクの降のフラブでいるようと、丹の宿が傾向になってい るということが分かります。もう一度リーマンショック以降に少し山が落ちているところ
	がございますが、これは2014年から2015年にかけてというところでして、これはおそらく
	要因としては消費税が8%に上がったというのがございますので、駆け込み需要で一旦上
	がって、またそのあと下がったという傾向が少し見られますが、全体としては右肩上がり
	の状況になっていることがご覧いただけるかと思います。特に横浜市につきましては、全
	国のグラフが赤い破線になりますけれども、全国の傾向から見ましても、伸び率としては
	特にここ3か年ぐらい見ていただきますと、傾きとしては高い伸び率になっているという
	ことがご覧いただけるかと思います。このグラフから、開発圧力については継続をしてい
	るということで、みどりアップ計画の取組が山林の減少傾向の鈍化ということに、一定の
	効果があったものと推測しております。
座	
委 員	2111
	前回のご指摘では、リーマンショック等、開発圧力が経済要因で下がったことで樹林地
	の減少量の鈍化は自然に起きたものなのではないか、直言するとそのことに対して、住宅
みどり政策調整	の着工戸数というところのひとつの指標で見ますと、リーマンショックでは一旦落ち込ん
担当課長	でいますが、その後、横ばい以上には住宅着工が伸びているということですので、横浜市
	の樹林地の置かれている状況というのは、開発圧力にさらされているという状況は引き続
	き続いていて、その中で山林面積の減少量が鈍化しているということは、みどりアップで
	指定買取の成果があったと言えるのではないかという一例のデータでございます。
委員	資料の5と7を組み合わせればということですね。
みどり政策調整	はい。
担当課長	101 0
	5年前、10年前に言っていた、この開発圧力というところについて、引き続き横浜市は
座 長	やはり圧力が高い。それにも関わらず、指定面積と買取面積は全国的に見て上位のほうと
/王 八	いいますか、トップにあるということで、いかがでしょう。効果はあったのか、というこ
	との一番大事な部分になるので、是非慎重にご審議をしたいと思います。
	座長がおっしゃった、強力な開発圧力に晒されている横浜、と書いてありますが、この
委員	強力な開発圧力って何を指しているのか、というのが分かりにくいです。また、標準的な
委員	税負担による行政需要を超える水準のコストが、と書かれていますが、いまご説明いただ
	いた、買取の財源がその超えるコストという意味という理解でいいのでしょうか。
	はい。この部分は我々が言ったことでもありますし、我々がオーソライズし書いている
	文章ですので、私からご説明させていただきます。何をもって強力なというかは別にし
座 長	て、首都圏の中で住宅街あるいは都市のイメージとして横浜は非常に高く、首都圏の中で
	も住みたい、一戸建てに住みたいという方々は非常に多いので、他と比べても開発圧力は
	非常に高いでしょう。我々、特に10年前に気にしたのは、戸塚辺りの山を削って開発する
i	1 22 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

	ところを、このままでいいのでしょうか、ということを散々言って、当時の副市長とも、このまま開発続けるのですかどうですか、という押し問答をかなりやった上で、この開発圧力という言葉が出てきまして、普通だったら手を出さないのでしょうけど、やはり、横浜の場合にはイメージが良くて、多少コストが上がっても、建設コストが上がって高くなっても、やりたがる方が多いという意味で、「開発圧力」という言葉を使わせていただいたのが1点目です。 2点目は、当然今の話の連続で、コスト、地価が高いということもあって、当然この買取の場合、他の土地で、仮に同じ面積を買い取る場合でも、横浜の地価は高いとのでその意味でも標準を上回るコストということです。あとは財政需要の面でも、今のその開発圧
	力が高いということはそれだけやらなければいけないという意味で、需要の量が多いと行 政需要の量が多い、同時に質も多いということでここで標準を上回る行政需要という言葉
	になったというのが10年前からの話です。
委員	今はどうなんでしょうか、というのが一番疑問に思っているところです。10年前は開発 圧力は強かったと思いますけれど、今はどうなのでしょうか。
	それを、今、議論していただいているとこです。資料7のところで開発圧力が強いとい
座 長	
	るようにいまだ開発圧力はあると見えるのですが、いかがでしょうか。 今、開発圧力というのがございましたけども、次に前回の税制調査会で、経年的にその
みどりアップ推 進 部 長	開発圧力が今もどうなのかを示してほしい、というご要望いただきまして、その地区がど
	うなっているかというのを次の資料で定義してございます。
座長	はい、ご説明お願いします。
	はい、それでは資料8をご覧ください。航空写真が2枚並んでいる資料でございます。
	こちらが旭区にあります、市民の森という樹林地の航空写真でございます。今回、緑の保
	全に関して、指定買取により確実な保全が行われている例としてご説明したいと思います。
	資料の左上に小さく書いてありますが、この市民の森は平成6年に開園をして、現在は
	32.9ha の市民の森になっています。○○川の源流域のある自然豊かな市民の森で、谷戸の
	田んぼや畑の田園風景が樹林と一体となって、四季折々の自然を市民の皆さまに楽しんで
	いただいております。
	まず、資料の左側の写真ですが、こちらは、市民の森制度によって樹林地を指定してい
	る状況を示したものでございます。黄色の線で囲われた部分は、21年からのみどりアップ
みどり政策調整	計画以前から指定をしていた場所を示したものでございます。ピンク色が3か所くらいご
担 当 課 長	ざいますが、こちらが第1期のみどりアップ計画、平成21から25年度の間に拡張をして
	指定した部分、水色の部分が左上にございますが、こちらが第2期、現在進めております
	みどりアップ計画で指定を拡張した部分を示しております。計画以降も着実に市民の森と
	して良好な樹林を確保し続けておりまして、特に、第一期の一番下のところにピンク色で

囲われたところでございますけれども、写真でもご覧いただけますように、すぐ南側には住宅地も隣接しておりまして、市民に身近なところで大規模な樹林地を指定できたというところが、計画の意義につながる効果的な指定であったと考えてございます。あと、図示はしておりませんけれども、この黄色の枠線の左側にも、平成27年現計画で特別緑地保全地区として約10haの指定を進めている他、周辺の樹林についても今網がかかっていないところにつきましても、他の緑地保全制度の活用で指定をしたところがございます。続きま

ţ				
				して右側の写真ですけれども、こちらは、取得状況を示したものでございます。薄く黄色
				い波線で示しておりますのが、全体の現在の○○市民の森の範囲を示しております。この
				うち、赤く塗られた部分が計画以前の取得地ということでございますが、青色と水色で塗
				られた部分が第一期のみどりアップ計画と現在のみどりアップ計画に取得した場所を示し
				ております。平成6年の開園以降、14年間でみどりアップ計画以前で 2.5ha の取得をして
				おりましたけれども、赤く塗られた部分になりますが、計画以降につきましては、9年間
				で 2.9ha の取得ということで、不測の事態に着実に対応できたということで、緑の確実な
				保全につながっているという風に考えてございます。
座			 長	はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。
委			 員	横浜市は人口が、減り始めたのではないでしょうか
税	制	課	 長	予測ですと、2019年をピークに減り始めます。
委			員	開発圧力の話は、民間マンションの話でしょうか。
座			長	
委			員	具体的な件数及び面積は分かりますか。
				統計はあると思います。
				ただ、難しいのはたとえばですが人口の話をされていますが、人口が減っても、マンシ
				ョン住まいから一戸建てに住み変えたい、という人がいたりしますので、直結するのかど
,			E	うかわからないです。
座			長	むしろ、今疑問に思われているところが大事なところなので、もちろん、横浜市民にと
				っては大事なところですので、精査していきたいと思いますけれど、やるのであれば、全
				国的な開発件数なのかな。と、横浜市の開発件数ぐらい並べてみるしかないような気はし
				ます。
委			員	この新設住宅着工戸数の新設というのは、建替えは入ってないのでしょうか。例えば緑
			Д	を崩して、新しく造成したところだけの件数なのでしょうか。
				申し訳ございません、精査ができておりませんので、確認いたします。
み	どり	アッ	・プ	
推	進	部	長	
				いるものです。
				住宅の統計はセンサスがありますから、正確な数字は間違いなく出ると思いますので次
				回以降また教えていただいて、いずれにしても諮問をいただいて答申の報告書をつくる場
座			長	合に一番頭の部分にここが当然きますので、ここがしっかりやってきたぞ、ということで
				とにかく検証して、続けるか続けないかは別にして今までの効果があったのか、なかった
				のかということになりますので、それを何で証明するかというと、今、伺ってらっしゃる
エ			ш	ところが一番核になりますので。
委				引き続き強力な開発圧力に晒されていますか。
座			長	この辺の表現はですから先生方のご意見で10年前は明らかにおかしくないというしか言
北	生1	∌⊞	E	えません。
税	制	課	長日	これは、現行の計画の書きぶりでございます。
委	生1	======================================	員 E	出発点の話ですね。
税委	制	課	長目	はい。 ですから、今どうなのかが気になります。
安			員	
座			長	これからのことについてはまた改めてどういう文章にするか、考えましょう。
<u> </u>				10年前はこれに基づいてやり始めたので、これが果たして果たされたかどうか、という

		> 1 - 73+
		ことです。 最初のところ課税の根拠についてですね。
委	 員	
女	只	前回3月の資料ではかなり心配だったものですから、宿題を見せていただいた上で、こ
座	長	れからのことはちょっと残りますけど、おおよそな今の資料でもしっかりと。
		たぶん、資料6、7の話は出口の話だから。10年前にこう考えて作りました、というだ
委	員	けの話です。本当にそれが達成できたかというのが資料6、7の話。評価の話。
座	 長	おおよそいいです。目的に沿って進めていると思われます。
委	 員	
座		
		資料7は、ちょっと眉唾だなと思っています。ゾーニングが入っていないので。みなと
		みらいの開発と例えば青葉区辺りの、○○町辺りだと田んぼがずっと続いていて、公立の
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
		マンションが建ったかってちょっと記憶がないです。そうすると3万3千戸でみなとみら
		いに一棟建つと50戸くらいは家入っていますから、2棟3棟建つとすぐに0.5%だの
		1%、みなとみらいだけで影響している、ということになります。それとその周辺部ある
		いは戸塚辺りの比率というか、どこに傾斜がかかっているのかがわからないです。横浜の
		市域全体で押しなべて、これくらいって平均的に見せているのだけども実際はそうではな
		くて、ここ10年だとみなとみらいに随分増えましたし、○○町辺りはあまり変わってない
		気もするし、重心のかかり方が違うのが見えないです。そこはもっと見えた方がいいので
委	員	はないでしょうか。みなとみらいの緑を守らなきゃならないと思っている人はほとんどい
		なくて、むしろこの写真で出ているような市民の森の周辺地域だとか、市民の森自体の維
		持だとか、そういう今ある緑を減らさずに、というところにやっぱり関心が向いていると
		思います。そういう周辺の方で抑制ができているというデータにした方が僕は説得力があ
		ると思います。これだと平均で言っているだけだから、重心がどこにあるかわからない、
		と言われてしまいます。もし、可能だったら、都市計画のゾーニングと絡めてもいいかも
		しれないし、だから市街化区域と調整区域でどう違うか。それは資料8で見えます。それ
		でもいいし、区ごとくらいで中心部分と、沿岸部と、内陸部でどう違うか、と色分けし
		て、内陸部で守りたい緑がちゃんと守れている、という方がいいのではないか、と思いま
		す。ここの本町通りに木をたくさん植えましたって言うよりは、この市民の森がちゃんと
		守れています、と言った方が、説得力がある気がします。
みどりフ	アップ	はい。
推進	部 長	(4V ,°
		今、仰っていることが非常に重要なポイントで、ゾーニングをどう守っていくかという
		ことが一番大事です。そもそもこれを考えたのも強力な開発圧力にさらされる横浜におい
		て、ゾーニングがきちんとされたところに突然開発の業者が入っちゃうと、全体が壊れて
		しまうところをちゃんと防止しましょうというのが、座長がお話しした趣旨になります。
		だからこの資料7というのは単なるマスの統計に過ぎないので、これを根拠にして効果が
委	員	あったというのは、傾向的にはこうだっていうのはわかるけど、この本来の趣旨からいう
		ところのその根拠にはならなくて、むしろこの資料8が良いと思います。
		あんまりプライバシーにかかるところがあるので、こことここを買い取りました、とい
		うのはなかなか行政は公表しにくいんです。特に右側の買い取ったところが大事で、これ
		市民の森って指定されているんですけど、大部分が民有地です。民間で持っています。そ
		の人が実際に手放す必要が出たときに、資料に書かれている、凡例で書かれているオレン

	ジの部分や、それから青い部分やうす青の部分というのは、これ買い取らなかったら開発
	がされる可能性があったということです。だから市民の森として皆さんが一生懸命に守っ
	ていこうと思っていたところの真ん中に開発の波が入っちゃうと、この市民の森自体が実
	をいうとぐちゃぐちゃになる可能性があります。一種のゾーニングとして地域の森を守り
	ましょうというところで、市民の森がつくられているところに、一部開発が入ってしまう
	のは、なんとか防ぎましょうということです。本当は都市計画に従ってきちんとした開発
	をするのであれば、わかりますが、乱開発というのは真ん中に入ってきちゃうので、そう
	すると今までのゾーニングの計画自体を根底から崩してしまうケースが横浜の場合には当
	時も頻出しているし、現在も出る可能性がある。ここをなんとか防ぎましょうっていうの
	がこの税の趣旨です。この資料8のような資料をきちんと出していただいて、それで指定
	を受けてその地域の緑を守っているという実態を私たちは検証していく必要があります。
	それは、最終的には、開発されている実態があって、これを効果があったといわないと、
	マクロ的にマスのデータでこうだって言われたって、こんなもん実際に本当に効果があっ
	たということにはつながらないと思います。
	ここまで話が、だいぶ細かいところまで入れたのでもうあと1点追加しておきますと、
	住宅であるとか、一戸建てとかマンションだけの話ではなくて、老人介護施設がこのど真
	ん中にできるっていうのを、10年前に我々現実にみました。ですから、今証明するのは、
座 長	なかなか難しいですが、住宅の着工件数、エリア別の住宅数、あるいはエリア別の虫食い
	状態というのも見なければいけませんし、今言ったように単純に個人の住宅だとかマンシ
	ョン以外のものについても、乱開発が当然横浜市の場合には多いということです。
	わかります。私は、生まれからずっとそこ見てきています。大学のあった金沢八景のあ
委員	たりでそれは体験としていて、よくわかっています。エリアと、開発臨海部との差がある
女	から、そのあたりのターゲットに、というのが、繋がっていませんでした。
	先生方が仰るように、我々本当に厳しくて申し訳ない、他の委員会よりずっと厳しいと
	思うのですが、人選ミスかもしれません。しかし、我々がこうやって厳密にやっています
座	
	いただいて、今出たような話、あるいはサンプルでも証明できるような資料があれば、市
	民の方も納得していただけると思います。
	一例ということで、○○市民の森をお示ししていますけども、緑の10大拠点ということで、香味的に気の得るた図スサばな出げております。小人物料の提示できる。 たま図ば
	で、重点的に緑の保全を図る地域を掲げております。少し複数の場所でこういった事例が
みどりアップ推	あると、航空写真等でゾーン的に先生方からご指摘のあった形で、こんな開発圧がある、
進部長	こんな問題がある、とあわせて今、調整区域でも先生からご指摘のあった介護的な施設で
	すとかそういうのも建設可能になっております。それは私どもとして非常に圧というふう
	に考えてございますので、そこらへんを次回までに整理をしてお示しをしたいと思いま
	す。
	はい。お願いをいたします。それでは、課税の根拠、まだ当然次回に引き継いでも構いま
	せんし、課税の根拠が一番大事なところなので全体に関わってきますけれども、少し事務
	局、税制課のほうで用意した形式のほうに入っていきたいと思います。課税の手法、順番
	がちょっとおかしいというご指摘もありますが納税義務者、課税期間ということで、均等
座 長	割でやっていることについて、いかがでしょうか。あらためてこの時点で、5年間もしく
	は10年間を振り返ってみて、この均等割超過課税を根拠とすると、このみどり税を使った
	行政サービスが等しく不可分に市民におよぶと。法人も含めておよぶというところで均等
	割に超過課税をしているということです。これが果たして適切であったかどうかというと
	ころについて、ご意見がありましたらいただければと思います。

委	員	私の見方では今ある税目に乗せてあわせて徴収するしかないのではないか、というところで当時も議論したと思います。それはそれで現実的な対応でいいと思います。
座	長	はい。ありがとうございます。いかがでしょうか、この点は特段のご異論なくよろしいでしょうか。後で出てきますが、国税がこの理屈を使ってとんでもない、ありえないことをやろうとしていますけれども、我々、地方自治体ですので、当然これは負担分任、あるいは応益的な考え方からすれば問題ないと思っております。
委	員	ゆるやかな受益ですよね。
座	長	ほかに望ましい課税客体が見つかりません。
委	員	難しいですよね。
委	員	難しいです。
座	長	確かに応益で説明されると違和感を覚える方もいるのは分かります。しかしそれ以外に 説明の仕方がないです。これが実現不可能だからここですっていう場合には、この実現不 可能なものがいかに理想かっていうのを言わないといけないです。やはり市民が皆で緑の 恩恵を受けますよ、誰も除かれません、という部分が基本です。
委	員	受益というのはそこで考えていかないと、一人当たりいくらとかそういう分割ができる ものではないと思います。
座	長	行政サービスですからマクロ的な受益しか考えられないので、さもないと悪い意味での 受益者負担の発想になってしまいますから、これは税としてありえない。
委	員	集団としての横浜市民や横浜市内の企業は受益している、というのは分かります。
座	長	あくまでもマクロです、という言葉を入れたほうが望ましいかもしれません。ですから、マクロなので均等です、ということを言いましょう。ここの所は、よろしいですか。では、課税手法、納税義務者ですが、ここでいつも問題になっているのは法人の扱いなのですが、前回は、市民と同等に、受益なのか、ゆるやかな受益なのか、あるいは横浜市民なのか、ということの一覧の中に法人も入っていると整理しました。特に、横浜にいる法人はステータスというかメリットもあるので、横浜に存在する企業だということで、ステータスも上がるという面もあるので、それも含めて市民と同等に負担をしていただきたい、ということで法人も含めたと思います。
委	員	第1期目のときに景気が悪いから企業が赤字になっているので、赤字法人には課税しない、という措置をやっていました。企業だけ軽減するという措置をやっていました。それはおかしいとずっと言い続けてきました。基本的にこの考え方でいくと、横浜市全体としての環境の良さという点と、それから緑のもたらすメリットは皆が受けますので、それは個人であっても企業であっても働く場所を企業側にきちんとしたかたちで提供するという意味であるので、同じ利益を受けているはずなので、企業もやはりきちんと負担をしなければならない。つまり、それは利益が出ている利益が出ていないっていう、利益課税、いわゆる所得課税ではないので、受益を享受するのであれば、きちんと企業にも負担をさせないといけませんっていう。繰り返し議論をしてきました。それで、軽減措置を取り払いました。かなり企業側は抵抗があって、直接私なんか文句を言われたりしました。それはおかしいでしょう、と。いきさつがあったりしますので、座長の言うとおりで、きちんとそれは企業も負担してという仕組みはとても大事だと思います。
座	長	この点は適切であったということでよろしいですか。
		<<異議なしの声>>
座	長	それでは次に期間についてですが、期間をどこで切るかというのは難しいですが、計画に合わせて5年ということで問題ないと思います。 では、細かな内容に入っていければと思いますが、1頁おめくり頂いて5頁になります

が、どっちが先なのか税率なのか使途なのでしょうか。税率はおのずと決まるものではありませんので、まずは使途から入っていきたいと思います。資料をご用意いただいていると思いますので、説明をお願いいたします。

資料2というA4縦の資料がありますので、そちらをご覧ください。みどり税の使途で ございますが、これまでもご議論をいただいた中で、4つにまとめられています。表と裏 に4つの表がございますが、4つの使途ごとに、みどりアップ計画で行っている事業をま とめたものになります。まず、資料2の表面上段の使途①でございますが、樹林地・農地 の確実な担保でございます。この使途の中で、どのような事業を実施しているのかという こと、それから、みどり税の執行状況について、この資料2と資料3を用いてご説明をさ せていただきます。まず、使途①につきましては、柱1の事業①「緑地保全制度による指 定の拡大・市による買取り」、事業②「生物多様性・安全性に配慮した森づくり」、それか ら柱2の事業①「良好な農景観の保全」、事業②「農とふれあう場づくり」、それから柱3 の事業②「公共施設・公有地での緑の創出」、以上5事業にみどり税を充当し、事業を実 施しているところでございます。表の右下に、これらの事業における、26年度から28年 度、3か年のみどり税の充当額を記述しています。使途①の3か年の合計は、約38億円で ございます。なお、この3か年のみどり税の収入額は、全体で約77億円でございますの で、そのうちの約38億円をこの使途①に使っているということになります。表の中で、太 字でお示ししております、柱1の事業①と柱2の事業②につきましては、少し詳しくご説 明させていただきますので、資料3をご覧ください。

みどりアップ 推 進 課 長

資料3は、昨年11月の第4回税制調査会にてご報告しました、みどりアップ計画3か年の事業取組の評価検証をまとめた報告書から抜粋した資料になります。この資料を用いまして、みどり税の執行状況ですとか、取組の状況を改めて説明させていただきます。まず一つ目の「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」でございますが、この事業は、みどりアップ計画の根幹となります樹林地の指定・買取りなどを実施する事業です。1頁では、みどり税の執行状況をお示ししております。この3か年で、赤い囲みで書いてございますが、27億4,100万円のみどり税を充当し、5か年計画額に対する執行率は77%になります。5か年計画額に対する執行率でございますが、計画策定時に想定しておりました5か年でのみどり税充当額に対して、この3か年でどれくらい執行したかという割合を示したものになります。

2頁をご覧ください。2頁・3頁では、緑地保全制度の種別ごとに、この3年間で新規指定した場所をお示ししております。2頁につきましては、都市計画により、半永久的に樹林地を担保する特別緑地保全地区による指定地区の一覧でございます。表をご覧いただきますと、中区・西区を除きました、市内16区の合計で、表の左上に記載してございますが、121.6haの樹林地を指定しています。

3頁は市民の森や緑地保全地区などの指定面積を示しておりまして、2頁の特別緑地保全地区の面積と合わせて、3か年で266.6haの指定を行っています。写真2枚を載せております。左側ですが、青葉区で指定をしました「○○特別緑地保全地区」の写真です。横浜らしい谷戸景観を保全できた一例になるかと思います。

4頁をご覧ください。4頁・5頁は、樹林地を市が買い入れた地区の一覧となっており

ます。5頁の表の最後のところに合計を記載をしておりますが、3年間で84地区、67haの樹林地を市が取得しています。みどり税による安定的な財源があることで、いざという時の市による買い入れを円滑に行うことができています。先ほどの説明にもありましたけれども、そのことが土地所有者の市に対する信頼ですとか、安心感につながりまして、緑地保全制度への指定に、土地をお持ちの方のご協力をいただけたものと私どもとしては考えています。

次に6頁からは、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設のうち、樹林地・農地の確実な担保の使途に該当します、農園付き公園の整備についてお示ししております。この事業につきましては、所有者による維持・管理が難しくなった農地を市が買い取るなどしまして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備する事業になります。6頁では、みどり税の執行状況をお示ししておりまして、3か年で6億4600万円のみどり税を活用しまして、5か年計画額に対する執行率は59%になっています。

7頁では、農園付き公園として整備した箇所をお示ししておりまして、表の一番上、鶴見区の○○公園、これにつきましては、一昨年度、税制調査会の現地調査の際にご覧いただいた公園になります。農園付き公園の利用者の声を右下に載せてございます。「野菜作りの経験はありませんでしたが、まわりの方からいろいろ助言をいただきながら野菜を育てています」、「野菜の世話をするために毎日公園に行くので、地域の人たちが自然と集まる場所になっています」などの声を頂いているところです。

恐縮ですが、資料2の表面の下段にお戻りください。こちらが、使途の2番目「身近な緑化の推進」に該当する事業をまとめた表になります。表にございますように、柱3の事業①「民有地での緑の創出」、事業②「公共施設・公有地での緑の創出」、事業③「市民協働による緑のまちづくり」、事業④「子どもを育む空間での緑の創出」、事業⑤「緑や花による魅力・賑わいの創出」、以上の5事業が、この使途に該当する事業になります。なお、事業②の24のように、コメ印が付いた取組がございます。この印が付いた取組につきましては、他の使途にも該当する取組でありますので、コメ印のついていない方を主な使途としておりまして、合計金額も主な使途のみで計算しています。表の下に使途②の事業における、3か年のみどり税充当額を書いてございますが、15億9,000万円となっています。太字で示しております、26「地域緑のまちづくり」28「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」については、少し詳しくご説明させていただきますので、資料3の8頁をご覧ください。

8頁から10頁については、地域緑のまちづくりの事業について、まとめています。この 事業は、地域が主体となりまして、地域にふさわしい緑を創出する計画を作り、市民と共 同で緑の創出に取り組む事業となっています。

8頁では、みどり税の執行状況を示しておりまして、3か年で5億1200万円、5か年計画額に対する執行率は55%になります。

9頁では、実施した地区の一覧を示しています。左側は、25年度までの第一期のみどりアップ計画から継続している16地区、右側は、現みどりアップ計画におきまして新たに実施している19地区ということになります。先ほど、使途①のところでご説明しました、緑地保全制度による指定や買取りでは、中区は事例がありませんでしたが、この緑の創出の

取組みにおきましては、中区においても取組みをすすめている事例がございます。

10頁をご覧ください。写真をいくつか並べていますが、赤枠で囲っております右上ですけれども、具体的な事例としまして、青葉区の○○駅周辺地区における沿道の緑化を示した写真になります。活動団体の声、右下に載せてございます。「地域に花や緑が増えたことで、多くの方からとてもきれいなまちになったなどの意見をいただいています。声を掛け合うきっかけにもなり、明るいコミュニティの輪がつくられていると感じています」などの声を頂いているところでございます。

次に11頁・12頁でございますが、「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」の事業になります。この事業につきましては、都心臨海部におきまして、緑や花による空間演出などを集中的に展開することで、まちの魅力形成や賑わいづくりを進める事業となります。平成29年春に開催しました「全国都市緑化よこはまフェア」では、この事業で整備した公園なども会場として活用しまして、多くの方にご来場を頂いています。

11頁ですけれども、みどり税の執行状況ですが、3か年で7億7200万円、5か年計画額に対する執行率は53%となっています。

12頁をご覧ください。具体的な実施個所を一覧でお示ししております。表にありますように、先ほどと同じように、樹林地の指定・買取りがなかった、都心臨海部の中区・西区で、こちらの事業については事業を実施しているという状況です。写真をいくつか載せておりますが、左上が〇〇駅前での東横線跡地で緑化整備をした事例になります。その他にも、写真にありますような場所で、花も使った整備や、整備した後の維持管理を行っているところです。

度々で恐縮でございますが、資料2の裏面の上側の表にお戻りください。使途の3つ目「維持管理の充実によるみどりの質の向上」に沿った事業についてご説明をいたします。柱1で2事業、柱2で1事業、柱3で5事業が、この使途に該当しまして、3か年のみどり税充当額は、表の右下ですが、20億4300万円です。太字で示している、「森づくりガイドライン等を活用した森の育成」と「保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出」について、詳しくご説明します。

資料3の13頁をご覧ください。

まず、「森づくりガイドライン等を活用した森の育成」事業です。

この事業につきましては、公有地化されている市有緑地などにおきまして間伐や下草刈りなどの森の育成を進める事業になります。みどり税の執行状況は、3か年で8億6900万円、執行率は66%になります。

14頁をご覧ください。森ごとに具体的な管理の計画を、保全管理計画という形で策定しておりますが、その策定した箇所を一覧でお示ししています。写真では、戸塚区の○○特別緑地保全地区におきまして、愛護会の方々と実施した、保全管理計画の検討会の様子を載せています。保全管理計画に基づきました森づくりの事例につきましては、このあとの説明でも少しご紹介させていただければと思っています。

次に15頁からですが、「保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出」事業をお示ししています。3か年でのみどり税を充当額は3000万円、執行率は40%です。

16頁をご覧ください。緑を創出した幼稚園、小学校等の一覧を載せています。市立小学

校・保育園は84か所、民間保育所・幼稚園は34か所で緑の創出を行っております。

17頁が具体的な事例ですが、左下の写真につきましては、港北区の保育園で、専門家による芝生の維持管理の訪問指導の様子です。また、右下の写真は、小学校でのビオトープ整備のために専門家が訪問指導をしている様子です。

資料2の裏面の下側の表をご覧ください。使途の4つ目、最後になります、「ボランティアなど市民参画の促進につながる事業」の一覧でございます。柱1で2事業、柱2で1事業、柱3で1事業がこの使途となる事業です。3か年でのみどり税充当額は、1億3800万円となっています。

太字でお示しています、柱1の事業③の6について、ご説明しますので、資料3の18頁をご覧ください。「森づくりを担う人材の育成」の事業になります。森を育む人を育てたり、森づくり活動を行う団体の活動に必要な支援を行う事業になります。3か年で2100万円のみどり税を活用しまして、執行率は51%になります。

19頁をご覧ください。実施した研修の一覧を示しています。中ほどに研修参加者の声ということで載せていますが、「樹皮だけで樹木を同定できない場合でも、冬芽を参考にすることで樹木判定に活かせそう」、一つとばしますが、「ハサミ・ノコギリの使い方、手入れの仕方は大変役に立った。非常に充実した研修会であった」などの声を頂いているところです。

以上で、みどりアップ計画におけるみどり税の使途及び執行状況についてのご説明を終わらせていただきます。

座 長

ありがとうございました。委員の先生方からご意見を頂戴したいと思いますが、まず全体にかかわるところですが、資料2の表が、使途の①②③④というのは、昔からありましたか。

税制課企画係長

前回、整理をしています。

应

長 5年前はありましたか。

税制課企画係長

5年前の時に、この4つに整理しました。

座 長

前回あるということなら、それに従ってもよいのですが、我々は経済学者、財政学者、 税法学者なので、もう少し細かな数字を頂かないと、何が何やら全く分からなくて、ここ の説明を受けると、どこの役所に行っても皆さんいいことをやっているとご主張なさりま す。全体の森が見えなくなるのですが、まず我々がやれなければいけないのが、全体の総 額の中の配分を見たいというのがありますので、細かな数字の表を早急に頂ければありが たいです。特に気になるのが、作るとき、10年前にもありましたけど、森を守るものと、 いわゆる農に関係するものと、都市部の緑化のものと、3つの大きなジャンル分けの中 で、どこに比重がかかっているのかというと、創設の趣旨からいえば、先ほど確認した課 税の根拠からいうと、一番目に比重がかかるべきと考えています。それが、事態が変化を して、ということであれば、次回また考えるわけですが、まずは検証ですので、10年前、 5年前の考え方からしますと、当然、特に森林緑地の買取りの部分に比重がかかっている ことをまず確認したいというのが本音です。そのためにも、この区分けが適切なのかどう か分からないのですが、使途の①と②と③が重複していて、アスタリスクで区別していて かなり分かりにくくなってしまっていますので、元データや決算書でもいいので、一番分 かりやすいような区分の、使途の3か年の一覧表を頂ければと思います。今日、お示しす るのはできますか。

税	制	課	長	資料は今用意しておりますので、お待ちください。
				特別会計を作っているので、その特別会計の中の内訳でみどり税がどこにどのように充
				当されているのか、みどり税充当事業と、それ以外の充当事業は、前の時にきちんと分け
				ています。充当事業のなかのうちで、みどり税をどれだけ入れているか、一表でまとめら
委			員	れたものが用意されているはずです。そこのところはとても重要だったので、使い道をき
				 ちんとそこに合わせて使わないといけないです。要するに、流用されては困るわけです。
				我々は、厳密に議論をしてきました。使えるところと使えないところを整理しました。
				みどり税の充当先につきましては、みどりアップ計画を定めるときに、この事業に使い
7	18.10	-	0	ますというのを、最初に決めておりますので、その事業以外には使っておりません。それ
		アッ		ぞれの事業にみどり税をいくら使ったかということについては、毎年報告書をまとめてお
推	進	課	長	りまして、それぞれの事業にいくらみどり税を使っておりますということを、報告・公表
				もしております。
				なんでそれが今日出てこないのか分からないです。 5 年前に、それぞれの項目で見積額
				が出ていたわけで、それの執行状況を見なければいけません。ほかに回っていないかも当
				然のように見なければいけませんし、この資料は基本中の基本なのです。おそらくここの
座			長	使途については、市民会議でも、変なことをやっていないか、いいことをやっているのか
				ということは見て頂いていると思いますので、まず我々は全体の配分が、最初の5年計画
				のとおりに進んでいて、効果をあげているのかどうかということを見なければいけませ
				λ_{\circ}
				この委員会は非常に厳しくて、それで使い道をきちんとチェックして、そのために市民
委				推進会議を用意して、そこでチェックをさせるということをやっているので、横浜の場合
-			只	は、日本の中でも、珍しく、きちんと決めたところにきちんとみどり税を使っている、こ
				れは誇るべきところです。
座			長	そうであれば、余計に我々が証明しなければいけない。
				取るだけ取って、使い道は、手の上がるところに配ってしまう自治体がたくさんある中
委			員	で、そこをしっかりやっているという検証をするというのは、とても大事なことだと思い
				ます。
座			長	これは次の話題になりますけれども、その配分比率に応じて、今度は基金の積み方の算
				定の仕方が出てきますので、余計にここのところを見ておかないとだめです。
			<	<事務局が横浜みどりアップ計画 3か年の事業取組の評価・検証を配る>>
				110頁をご覧いただけますでしょうか。事業費総計ということで、3か年の事業費総計
				と、そのうちみどり税額がいくらかが書いています。平成28年度決算見込み額97億円の事
				業費総計のうち、28億円がみどり税となっています。参考までに、一番右側が計画額をお
				示ししております。右から2番目の列ですが、この3か年で約277億円の事業を行ってお
み。	どり	アッ	プ	りまして、そのうちの75億円がみどり税となっています。この75億円をどの事業に使って
推	進	課	長	いるのかが3の107・108・109頁の事業の一覧表の中でお示ししています。一番多く使っ
			JK.	ているのが、座長からのご指摘もありましたように、3-107頁でございますが、「緑地保
				全制度による指定の拡大・市による買取り」の事業に3か年累計で27億円のみどり税を使
				っています。これが、みどり税を一番使っている事業ということになっています。その他
				にも、維持管理ですとか、緑の創出ですとか、先ほどの使途に沿った事業に、それぞれみ
-4-			F	どり税を充当しておりまして、その内訳をこの3頁に、事業ごとにまとめています。
座	100		長。	
み。	どり	アッ	ブ	多少のでっこみひっこみはありますが、全体としては、概ね当初計画通りの割合で執行

推進課長	しています。
	報告書の時点では、実際の個々の執行率を出して一覧にしていただきたいです。先生方
	何かご質問ありますでしょうか。総額の予定は5年前におおよそオーソライズしたもので
座長	す。
	現時点でざっくりいうと、それほど執行率が落ちているところはないというところでよ
	ろしいでしょうか。
みどりアップ	概ね計画通り執行しています。
推進課長	MAAIT 国血 クサ(II U C V A y o
	5分の3ぐらいということですね。
	よろしいですか。それに引き続いて、ご質問がなければ、もっと良い表にした上で、意
	見書に向けて作ってください。今ご説明をいただいた個々の使途の中身について、執行率
	については、計算をすればすぐに出てきますが、個々のところについては、いかがでしょ
座 長	うか。ご質問はありますでしょうか。
	まず、私から、気になることがあります。この先、横浜みどり税が必要であるとなった
	場合、最近の変化として、前回の真ん中に書いてある、指定する緑地の1つの面積が小さ
	くなっているということは、原因が何で、良いことなのか、悪いことなのかを含めてご説
	明をお願いします。
	座長におっしゃっていただいたように、緑地保全制度による対象の面積の1つ1つが小
みどりアップ	さくなっていることです。これまでの指定推進は、まとまりのある樹林地を優先して、働
推進課長	きかけを行って協力のお願いをしてきたところでございます。そういう所の指定がある程
14 连 味 艾	度進んできますと、次は、1つ1つの面積が小さい樹林地となってきます。同じ労力をか
	けてもあまり丈がいかないという所は実態としてあります。
	大規模なところは、すべて終わったので、次は面積が小さい所を目指しているというよ
座 長	うに聞こえます。そういうことなのか、大規模な樹林地は残っているけれども、これ以上
	所有者に働きかけを行っても指定を受けるつもりがない方が多いのか、どちらなのでしょ - ,
	うか。 最初の働きかけで指定にご同意いただいた方というのは、協力する意向が強い方で、そ
みどりアップ	一 最初の働きかりで指定にこ同息いただいた方というのは、協力する息向が強い方で、そ の段階でご協力いただけない方は、どちらかというと、そういうことに躊躇されている方
推進課長	の技術でも励力がたたけない方は、とららかというと、そういうことに <i>瞬峰されている方</i> だと思います。
座 長	将来の開発の方に惹かれている方がたくさんいらっしゃるということですね。
	はい。
みどりアップ	
	協力しなかったけれども、今回は考えてみよう、と言っていただける事例もあります。引
	き続き、働きかけは行っていきたいです。
	大型案件が無くなったわけではなく、大型で比較的合意が得られやすい案件は終わった
座 長	ので、今後は、難易度が増している案件であるということですね。引き続き大規模案件は
产 文	の C、
カビカマぃプ	のの C v・ノ C C Y 44 ₀
みどりアップ 推 進 課 長	はい。
1年	そういうことであれば、そのニュアンスが伝わる文章にしていただいた方が、市民の方
座 長	が安心されると思います。
みどりアップ推	補足をさせていただきますと、前計画の平成21年度から25年度までの特別緑地地区の指
	miles of the following of the first term of the

		
進部	長	定面積の平均は、2.1haであったのに対し、今回の平成26年度から28年度まで3か年の平均は、1.5haとなっています。2ha規模であったものが、1.5ha規模になりました。かなり細かい樹林地の指定が進んでいる状況になります。
委	員	事業費の一覧の件で、先ほどからお聞きしている樹林地の確実な担保が1番目になっていますが、事業費の計画を見ると横浜みどり税が使われているのが、柱1の事業費の中で、1/6となっています。柱2だと、半分くらい使われています。柱3だと半分くらい使われています。配分ですが、なぜ一番使いたい柱1が一番少ないのでしょうか。
みどりアッ 推 進 課	· プ 長	
座	長	ここら辺が分かりにくくなっています。買取なので、いつ発生するのか分からないで す。
委	員	結局税率にも関わってくる話だと思います。現行は、900円です。なぜ1,000円ではないのか、と疑問になります。
座	長	ここは、とても大事ですが、非常に分かりにくい部分になります。
委	員	他にも充てこめる財源を考慮しながら、みどり税をやっている、ということですね。
座	長	もし、次回に向けたご提案があるのであれば、この点は一番注意しなければならない核 心的な部分になります。次回への議論をすることがあるならば、配分についてもご議論を いただかなればなりません。 本日は、検証ですので、決まった使途に使われているかをご議論いただくことになりま す。
委	員	他財源を入れていますということは、良いように聞こえますが、逆に言うと、他財源で 出来るのではないか、と言われてしまう可能性はありませんか。他財源でやっている所に なぜみどり税を充当しているのか、と問われてしまいませんか。みどり税しか財源がない から、みどり税をやっていると言えば、みどり税が評価されるのは分かります。
座	長	分かりやすいのは、みどり税単独であることは間違いありません。特に国庫補助金を合わせちゃうと、振り回されてしまいます。
委	員	そこの説明が難しいです。横浜市は、国庫補助金も青天井ではないので、国庫補助金だけでは足りない分をみどり税で補います、と説明するのでしょう。そうであるならば、国庫補助金で足りる分だけやればいい、という反論が来るような気がします。それに対する弁明が難しいです。
座	長	もっと細かな使途は出ますか。補助事業、単独事業の細かいやつ。
税制課	長	財源構成ということでしょうか。
税制課企画係	長	内訳は出ると思います。
委	員	特別会計でやっているので、当然あります。 環境創造局の皆さんは知っていますが、国庫補助金でできる事業と国庫補助金で出来ない事業があります。それを踏まえて、特別会計でやっているので、財源がどういう所が入っているのか、という資料は、あるはずです。実際に私は見たことがあります。
座	長	補助事業は多いのでしょうか。
委	員	多いです。
座	長	そうすると、問題になるのは、補助裏です。補助裏は、交付税で予定されているのでは ないか、と言われてしまいます。
税制課企画係	長	そこは当然、みどり税としては、充当できない事業としています。

	それを超える部分について、みどり税を充当しています。
座 長	
	交付税部分を除いた部分にみどり税を充てているということですね。
姜 員	
座長	交付税算定分にみどり税を充当していると、2重カウントになってしまうことを恐れて いよりよ
т. _Б	いました。
委員	それをしてはいけません。
税制課企画係長	
_	きちんと特別会計を設けて、別会計で、本来の事業分とみどり税の適用分ときちんと分
委員	
	きちんと会計の仕訳になっています。横浜市はきっちりしています。
座長	それを聞いて安心しました。
	その詳細について、次回みたいです。
委員	検討するときにそれを見ておいて、きちんとしているということを確認しておいておか
× ×	ないといけないと思います。
	柱1ですが、規模の想定が一番難しいです。
座長	それと合わせ技で、基金の計算をどのようにやっているのかが重要です。
	基金に話を移してもよろしいでしょうか。
	A4縦の資料1をご覧ください。
	みどりアップ計画が始まりました、平成21年度からのみどり基金の推移について、表と
	グラフでお示ししております。
	上の表でございますが、一番上がみどり税の収入額になっておりまして、各年度の収入
	額を記載してございます。その下に、収入額の内訳として個人分・法人分がそれぞれいく
	らだったのかが記載してございます。それから下から2行目でございますが、みどり税の
	執行額、そして最後に基金残高として金額をまとめてございます。
みどりアップ	この内容をグラフにしたものが、下のグラフになります。一番左の柱が、みどり税の収
推進課長	入額、真ん中が執行額、一番右が基金残高となっております。
	ご覧いただいて分かりますように、各年度で多少のばらつきがありますけれども、累計
	では、みどり税については、ほぼ計画通りの執行をしてきておりまして、平成28年度決算
	での年度末の基金残高は、約8億円になります。
	先ほどからでてきております事業費の多くを占めます樹林地の買取りは、法に基づく買
	取申出や、土地所有者の相続等の不測の事態による買取希望に対応して行うものでありま
	すので、年度間の執行額のばらつきがどうしても生じてきてしまいますが、基金があるこ
	とにより、年度間調整が行えていると考えております。
座 長	この点についてお聞きしたいのは、基金の適正水準はいくらであると算定されているの
庄 艾	かお聞かせください。
	当初のみどり税額の設定としましては、5か年で行う事業のボリュームを決めて、その
みどりアップ	中で足りない額をみどり税としていただくということで税率を設定していると思いますの
推進課長	で、その理屈から言いますと、5か年の事業が終わると基金はゼロになると、計画上はそ
	のようになっております。
	それが適正であるのか、それとも指定したものが課税期間が終わってから買い取ってく
	れと言われた時にそれは一般財源でいいと考えるのでしょうか。みどり税で仕掛けて、指
座長	定したうえで、後々みどり税が無くなってから、買い取ってって言われたものをやはりみ
	どり税でやるのか、という考えになるか、ということです。
	この辺りは、どのようにお考えなのでしょうか。

<u> </u>	
みどり政策調整 担 当 課 長	たとおり、5年でゼロになるというのが、計画上はそのような数字になります。しかし、 個別の地区によって、ボリュームが増減しますので、それが今のところで8億円が残って
座長	いるということです。 今の説明ですと、指定した面積は、バロメーターとしては入ってこなくて、あくまで買 取が5年間でこれくらい発生するだろうという予測に基づいて基金を積み立てているとい うことですね。
みどり政策調整 担 当 課 長	しかし、指定のバロメーターにはなっていまして、指定をしたうち、市が取得していない民有地の部分に対して、過去の経験値上、年間どれくらいの率で買取をしているかというのを使っています。
座 長	前提の前提の数字として、指定がこれくらいだからという想定ですね。 委員の皆さま、5年間で基金がゼロになるというのは、どうなのでしょうか。 基金に積み立てているのが正しいのか、ゼロになるのが正しいのか、どちらなのでしょ うか。
委員	難しい問題です。 しかし、基本的には、通常の行政で、一般財源で買い取りをやっていて、それに上乗せ で買取を行っていて、その上乗せ分を色んな財源に使って、どうしても足りない分をある 程度、買取を想定するとこの程度であるということで、みどり税をここにこれくらい支出 するということで、税率などを決めました。問題は、今後であり、座長がおっしゃるとお り、みどり税を継続しない、となった後、上乗せで買取をしていた分はどのように対応す るのか全く決められていません。基金がゼロになってしまって、不測の事態に買い取ると 担保をしていたのに、みどり税が無くなって、基金もないとなってしまうと、横浜市はど のように説明をするのでしょうか。
座 長	財政全体の問題になります。
委 員	基本的な考え方としては、一般会計の部分は当然に担保しているわけですから、いわゆる税金でやるか、やれなければ地方債を発行して、それで対応することになります。
座 長	現実的にはそうなります。
委員	買取を保証していますから、いずれはそうなります。
座 長	どり税が継続されなければ、基金の残高はゼロ円になるということを考えている、という ことです。
委 員	それは単年度主義の中での、国で言うと繰越明許費のような特例で複数年度にまたがっ て引き当てておきなさい、という話で収めているからです。

*	ь	財政法でいうとそういうことです。
委	員	だからと言って、緑が全部そのとおりに総入れ替えで生えてくるかというとそういうわけではないと思います。永久債でもいいと思います。
144	≓	
座	長	あり得ると思います。
		ずっと引っ張って、自然消滅というか、将来横浜市民になる人も今植えた苗木が将来まであっている。日本真真でなるという。意味では、ボートボトマいるという。のはたり得ると
委	員	で育つことで、緑を享受できるという意味では、ずっとずれているというのはあり得ると
		思います。しかし、制度的には難しいです。地方財政法をどのように乗り越えるのか、と
		思います。
		基金については、継続審議にしたいと思います。
		次回ももう一度ご質問をする機会はあると思いますが、今日は、おおよそ執行状況につ
		いて、ご説明をいただきました。
		残っているのは、市民会議の位置づけです。超過課税という特別なことをやるので、市
座	長	民発信のコントロールが必要であり、我々はぜひ設置が必要であると申し上げてきまし
	·	た。本来であれば、地方議会、市会でちゃんとやれば済むのかもしれませんが、個別の超
		過課税のみで、市民の立場で検証していただくということをやってきたということになり
		ます。この点について、事務局の方より、市民推進会議の委員をやっていらっしゃる方が
		出席をしていただいていますので、お話をお伺いしたいと思います。活動状況などいかが
		でしょうか。
		皆さん、とても熱心です。そもそも市民推進会議を立ち上げた時に税制調査会が絶対に
		必要である、とおっしゃっていました。特に横浜のように市民意識が高くて、それなりの
委	員	知識を持った方がボランティアできちんとやっているということが大事であるとして、市
	Α	民推進会議を立ち上げました。一つ一つに皆さんが発言をしていて、市民推進会議がある
		からこそ、横浜みどり税が意味を持つ税になるという発想です。この会議は、とても大事
		で、それが行われていることを実感しています。
		我々としましては、当税制調査会の委員に入っていただいていて、安心しています。
		資料4の裏面にありますように、4年間で8回開催、年間2回のペースで開催してい
		て、別途施策別専門部会を設けていただいております。また、調査を4年間で6回行って
座	長	いただいています。
	, ,	税制調査会として、強く言ったのは、見える化の部分で、特別な税をいただいています
		ので、市民の方が知らないというのはおかしい話ですので、広報はしっかりしてほしい、
		雑誌や街頭での表記をしっかりとやってほしい、と言ってきました。
		この点について、いかがでしょうか。
委	員	市民委員の皆さまが行っています。
座	長	しっかりやっているということでよろしいですか。
委	員	正直に言って、頭が下がる思いです。広報・見える化部会で座長をしている東さんは、
		NPO活動の先駆けのような方です。
座	長	これを設けた趣旨や4年間の活動については、特段問題がなく良好に行われているとい
		うことでよろしいでしょうか。
	員	この会議は、条例設置の附属機関に位置付けたということは、横浜市長にぶら下がって
委		いるということで、責任は、市長が取るということになります。
		二元代表制なので、それもあり得ると思いますが、間接代表との関係は、整理されるべ
		きです。
座	長	その説明は難しいです。
委	員	会議を設置したときに議論をしました。

委		員	もちろん覚えています。
委		員	市長側に設置してもいいのか、という議論をしました。
			この会議自体はあるべきだと思いますが、地方自治の枠組みからすると、委員の皆さま
委		員	
			に位置づけるかというのは、難しい所があります。そこは意識すべきだと思います。
			市会側からすると、我々が居るのになぜ市民推進会議を設置する必要があるのか、とい
			う理屈は正論です。
			特別な超過課税ということで、お許しをいただければと思います。
			資料の最後の頁になりますが、3か年の評価・提案を市民推進会議から提出いただいて
			いる資料になります。市民推進会議からすると、着実に行われているとされています。
			我々はこれをこのまま受け入れるわけではなく、我々も税の専門家の立場からチェック
			をしていくことになりますが、市民推進会議では、この3年間は、予定通り着実に行われ
座		長	ていて、残りの2年間、このまま続けてください、というご意見をいただいているという
			所になります。
			それでは、先生方のおかげで、中身の濃い議論が今日もできたと思っております。改め
			て次回以降の議題につきましては、また、ご連絡させていただきますが、今日、宿題も出
			ていますし、検証は、多くやってもやりすぎるということはございませんので、今日の資
			料で、疑問がある所でも、次回お出しいただいて結構です。
			次回は、財政資料を充実させていただいて、支出の方を細かく検証させていただければ
			と思います。
税	制	課長	
			市長の諮問文におきまして、国税の森林環境税について、報道では、2重・3重と言わ
座		長	れていますので、そこの部分は次回、明らかにしておきたいと思います。
			それでは、事務局にお返しします。
			熱心なご議論をありがとうございました。
			本日の調査会でご議論いただきました内容につきましては、後日、議事録を公開いたし
			ます。
税	制	課長	
			長のお言葉を持ちまして、第4期第1回税制調査会を終了したいと思います。いたしま 、
			す。
			本日は誠にありがとうございました。